

厚生補導担当の副学長の職務を定める規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 総長は、副学長のうち1名に、厚生補導担当を命ずるものとする。</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し事務本部職員を指揮監督するものとする。</p> <p>第3条 この規程に定めるもののほか、厚生補導担当の副学長の職務に関し必要な事項は、総長が定める。</p>	<p>第1条 総長は、副学長のうち1名に、厚生補導担当を命ずるものとする。</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し事務本部職員を指揮監督するものとする。</p> <p>第3条 <u>前条に定める職務を助けるため、副学長補佐若干名を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>副学長補佐は、厚生補導担当の副学長が指名する。</u></p> <p>3 <u>副学長補佐の任期は、指名する厚生補導担当の副学長の任期の範囲内において、当該副学長が定める。</u></p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか、厚生補導担当の副学長の職務に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成17年10月24日から施行する。</p>